

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年8月24日（平成29年（行個）諮問第134号）

答申日：平成30年5月11日（平成30年度（行個）答申第18号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定等に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が平成17年特定月日に業務上負傷したことに關して特定労働基準監督署長から29年特定月日A付けで通知のあった平成29年特定月日Bから平成29年特定月日Cまでの療養休業補償の不支給決定及平成27年特定月日から平成28年特定月日までの通院費の不支給決定の判断するに至った関係書類（添付書類一切を含む）の写し」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、京都労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年4月21日付け京労発基0421第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、個人の氏名及び印影を除き、不開示部分の開示を求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

黒塗りの所の開示を求める。

(2) 意見書

理由説明書に対する意見

理由説明において、不開示とされる個人名及び個人を特定できるものについては、開示を求めている。開示を求めているのは、経緯を知ることであり、どのような判断をされたのかを開示してほしいだけである。

ア 2 理由(2)イ「加えて、これらの情報を開示するとした場合、

被申請人聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実について」

氏名・印影を開示しなければ人物の特定は不可能であり、上記については、合理性に欠いた説明であり、不開示の説明として納得できない説明である。

イ 文書番号1 移送費（通院費）不支給決定伺い① ②2頁不開示部分、4頁聴取事項、調査結果

不開示部分の開示を求める。氏名及び印影を求めない。

ウ 文書番号7 移送費（通院費）不支給決定伺い② ②2頁不開示部分、4頁聴取事項、調査結果

不開示部分の開示を求める。氏名及び印影の開示は求めている。経緯を知ることが目的であり、行政機関における不開示の理由は、個人の氏名及び印影が知られると業務に差し障ることを理由として述べられているが、氏名に関わる事項は、開示を求めている。

エ 文書番号13 治癒後請求に係る不支給決定伺い 5頁26行目不開示部分、8頁18行目37文字目ないし19行目8文字目、19行目15文字目ないし20文字目

開示を求める。氏名及び印影は、開示を求めない。不支給に至った理由が知りたいだけである。

オ 文書番号15 適正給付管理調査書（一般疾病）① 3頁25行目29文字目ないし33文字目、26行目5文字目ないし10文字目

開示を求める。氏名及び印影は、開示を求めない。不支給に至った理由が知りたいだけである。

カ 文書番号21 意見書④ ②2頁「依頼事項にかかる意見」欄不開示部分

開示を求める。氏名及び印影は、開示を求めない。意見書の内容が知りたいだけである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成17年特定月日に業務上負傷したことに關して特定労働基準監督署長から29年特定月日A付けで通知のあった平成29年特定月日Bから平成29年特定月日Cまで

の療養休業補償の不支給決定及平成27年特定月日から平成28年特定月日までの通院費の不支給決定の判断するに至った関係書類（添付書類一切を含む）の写し」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2、4、5、7の①、8、10、11、14、20、21の①、22、24、25、26、27、28及び29の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、7の②、13、15及び21の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、7の②、13、15及び21の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する

ため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年8月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月14日 | 審議 |
| ④ | 同年10月2日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成30年4月19日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年5月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成17年特定月日に業務上負傷したことに伴って特定労働基準監督署長から29年特定月日A付で通知のあった平成29年特定月日Bから平成29年特定月日Cまでの療養休業補償の不支給決定及び平成27年特定月日から平成28年特定月日までの通院費の不支給決定の判断するに至った関係書類（添付書類一切を含む）の写し」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、同条2号及び7号柱書きに該当するとして、なお不開示とすべきとしている。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、意見書において、氏名及び印影については開示を求めないと述べていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分から氏名及び印影を除いた部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当

するが、当該部分は、原処分で開示されている情報から推認できる内容であると認められ、審査請求人が知り得ることから、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準行政機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の5欄に掲げる部分以外の部分について

当該部分は、特定労働基準監督署担当官が審査請求人の労災請求に係る処分に当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した相手先、聴取事項及び聴取内容並びに医師の意見であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、被聴取者等が審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労働基準行政機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、京都労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、京都労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号及び7号柱書きに該当するとして、なお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条7号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書 番号	2 対象文書名	3 不開示を維持する 部分	4 不開示情報 法14条該当号		5 開示 すべき 部分
			2号	7号柱 書き	
1	移送費（通院費）の不支給決定伺い①	① 4頁相手先	○		—
		② 2頁不開示部分，4頁聴取事項，調査結果	○	○	なし
2	療養補償給付たる療養の費用請求書①	1頁診療担当者印影	○		—
3	療養補償給付たる療養の費用請求（移送費）に係る支給決定伺い①	—			—
4	療養補償給付たる療養の費用請求書②	1頁診療担当者印影	○		—
5	意見書①	2頁医師署名及び印影	○		—
6	療養（補償）給付たる療養の費用支給決定決議書等①	—			—
7	移送費（通院費）の不支給決定伺い②	① 4頁相手先	○		—
		② 2頁不開示部分，4頁聴取事項，調査結果	○	○	なし
8	療養補償給付たる療養の費用請求書②	1頁診療担当者印影	○		—
9	療養補償給付たる療養の費用請求（移送費）に係る支給決定伺い②	—			—
10	療養補償給付たる療養の費用請	1頁診療担当者印影	○		—

	求書③				
1 1	意見書②	2 頁医師署名及び印影	○		—
1 2	療養（補償）給付たる療養の費用支給決定決議書等②	—			—
1 3	治ゆ後請求に係る不支給決定伺い	5 頁 2 6 行目不開示部分， 8 頁 1 8 行目 3 7 文字目ないし 1 9 行目 8 文字目， 1 9 行目 1 5 文字目ないし 2 0 文字目	○	○	8 頁 1 8 行目 3 7 文字目ないし 1 9 行目 8 文字目
1 4	休業補償給付支給請求書	1 頁ないし 3 頁診療担当者印影	○		—
1 5	適正給付管理調査書（一般疾病）①	3 頁 2 5 行目 2 9 文字目ないし 3 3 文字目， 2 6 行目 5 文字目ないし 1 0 文字目	○	○	3 頁 2 5 行目 2 9 文字目ないし 3 3 文字目
1 6	適正給付管理調査書（一般疾病）②	—			—
1 7	請求人提出資料	—			—
1 8	聴取書	—			—
1 9	復命書（電話聴取）	—			—
2 0	意見書③	2 頁医師署名及び印影	○		—
2 1	意見書④	① 2 頁医師署名及び印影	○		—
		② 2 頁「依頼事項にかかる意見」欄不開示部分	○	○	なし
2 2	意見書⑤	2 頁医師署名及び印影	○		—
2 3	意見書⑥	—			—
2 4	意見書⑦	2 頁医師署名及び印影	○		—
2 5	意見書⑧	2 頁労災協力医署名及び印影	○		—

2 6	診療録	1 2 頁印影	○		—
2 7	休業支給決定決 議書①	3 頁診療担当者印影	○		—
2 8	休業支給決定決 議書②	3 頁診療担当者氏名欄 印影	○		—
2 9	休業支給決定決 議書③	3 頁及び 5 頁診療担当 者印影	○		—